



資料3

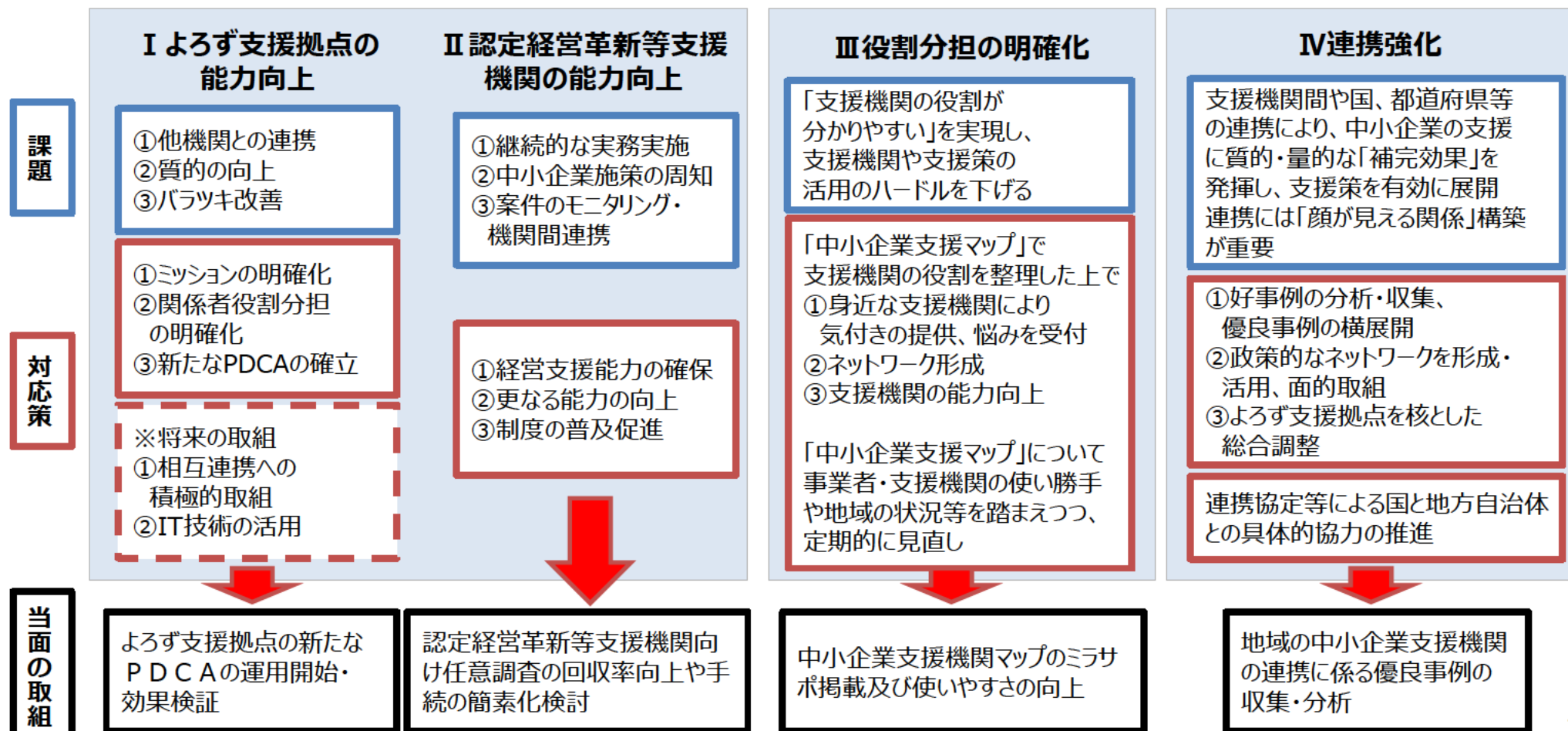
「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理」の進捗報告

平成30年3月13日

中小企業庁

「中間整理」の概要

- 中小企業が直面する経営課題が多様化・複雑化する中、支援機関の役割の重要性が増大。
- こうした中、「中間整理」（平成29年6月）では中小企業支援機関の①能力向上、②役割分担の明確化、③連携強化の観点から、課題と対応策について整理。



【目次】

I. 中小企業支援機関の能力向上【よろず支援拠点】

- I – 1. よろず支援拠点 概要
- I – 2. 中間整理において示された対応策
- I – 3. ミッションの明確化
- I – 4. 関係者の役割の明確化
- I – 5. PDCAの確立に向けた取組
- I – 6. 今後の取組

II. 中小企業支援機関の能力向上【認定経営革新等支援機関】

- II – 1. 認定経営革新等支援機関 概要
- II – 2. 中間整理において示された対応策
- II – 3. 対応策実現に向けた取組

III・IV. 中小企業支援機関の役割分担の明確化と連携強化

- III・IV – 1. 中間整理において示された対応策
- III・IV – 2. 今後の取組

I . 中小企業支援機関の能力向上【よろず支援拠点】

- I - 1 . よろず支援拠点 概要
- I - 2 . 中間整理において示された対応策
- I - 3 . ミッションの明確化
- I - 4 . 関係者の役割の明確化
- I - 5 . PDCAの確立に向けた取組
- I - 6 . 今後の取組

I - 1. 【よろず支援拠点】 概要

背景

- ✓ 複数の支援機関が存在することで、中小企業・小規模事業者からは、どこに相談すればいいのか分からないという声が多い。
- ✓ そこに行けば適切な相談機関につなげる、売上拡大など高度な経営相談に対応できる相談機関が必要。

「よろず支援拠点」を設置(平成26年6月～)

1. 中小企業・小規模事業者に対し、一步踏み込んだ専門的な助言を行うワンストップ相談窓口。
(各都道府県の中小企業支援センター等に設置)

【具体的事業】

- ①どこに相談すべきかわからない事業者が電話や訪問で気軽に相談できる窓口
 - ②売上拡大等のための解決策を提案
(新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げなど)
 - ③経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームを編成して派遣
(企業OB、弁護士など)
2. 中小企業庁と各都道府県で選んだ10～15名の専門家を配置。
専門分野は経営コンサルティングに加え、ITやデザイン、知的財産など。

【参考】活動指標の変遷

相談対応件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度 ※平成30年1月末時点
131,690件	188,364件	165,932件

来訪相談者数

平成27年度	平成28年度	平成29年度 ※平成30年1月末時点
77,559者	98,176者	85,157者

顧客満足度

平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1回：84.4% 第2回：88.5%	第1回：87.3% 第2回：90.5%	91.8%

ネットワーク活動件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度 ※平成30年1月末時点
9,450件	10,982件	11,902件

※「満足」、「やや満足」、「やや不満足」、「不満足」の類型で調査。
表中の数字は、「満足」及び「やや満足」の回答を合算したもの。
また、顧客満足度調査の対象者は以下のとおり。
平成27年度：第1回は平成27年4月～5月、
第2回は同年6月～8月の間に相談を行った者。
平成28年度：第1回は平成28年4月～7月、
第2回は同年8月～11月の間に相談を行った者。
平成29年度：平成29年4月～10月の間に相談を行った者。

※他の支援機関等と連携して行ったセミナー・勉強会、商談会や出張相談、サテライトにおける相談等の件数。

I - 2. 【よろず支援拠点】 中間整理において示された対応策

- よろず支援拠点については、相談件数・満足度等の観点から、一定の評価。
- 他方、①他の支援機関との連携、②質的なレベルの向上、③質のバラツキ改善（全国的に一定水準のサービスを提供すること）が課題。
- こうした課題への対応策として、「中間整理」においては、①よろず支援拠点のミッションを策定し、②関係者の役割分担を明確化するとともに、③より客観的で透明な評価を含む質の向上に資するPDCAの確立の必要性を指摘。

よろず支援拠点の能力向上に向けた対応策

① ミッションの明確化

- 専門性の高い経営アドバイス
- 課題解決のための総合調整
- 他の支援機関に対する支援ノウハウの共有
- その他の事業

② 関係者の役割分担の明確化

- 国（経済産業局）
⇒ マネジメントのサポート
- 全国本部（中小機構）
⇒ 相談対応のサポートと制度全体の管理
- よろず支援拠点（実施機関）
⇒ 拠点のマネジメント
- よろず支援拠点（チーフコーディネーター）
⇒ 経営相談対応

③ 新たなPDCAの確立

- よろず支援拠点の活動方針の策定
- 行動指針の策定
- 期中における経営支援と全国本部の活動
- 活動評価

I - 3. 【よろず支援拠点】 ミッションの明確化

- 中間整理では、よろず支援拠点のミッションを明確化。
- 当該ミッションを実現するために、具体的な行動を促していくべく「よろず支援拠点活動基本方針」等を策定（後掲）。

よろず支援拠点のミッション

1. 専門性の高い経営アドバイス

売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた専門性の高い高度な提案（なお、他の支援機関で解決可能な経営課題についても、事業者から相談を受けた場合には対応）

2. 課題解決のための総合調整

- ①相談内容に応じた適切な支援機関の紹介
- ②経営課題に対応した支援機関による相互連携のコーディネート
- ③他の支援機関による経営支援の実態を踏まえ、その足らざる点を補い、地域の中小企業に対して、地域全体として最高水準の支援を実現

3. 他の支援機関に対する支援ノウハウの共有

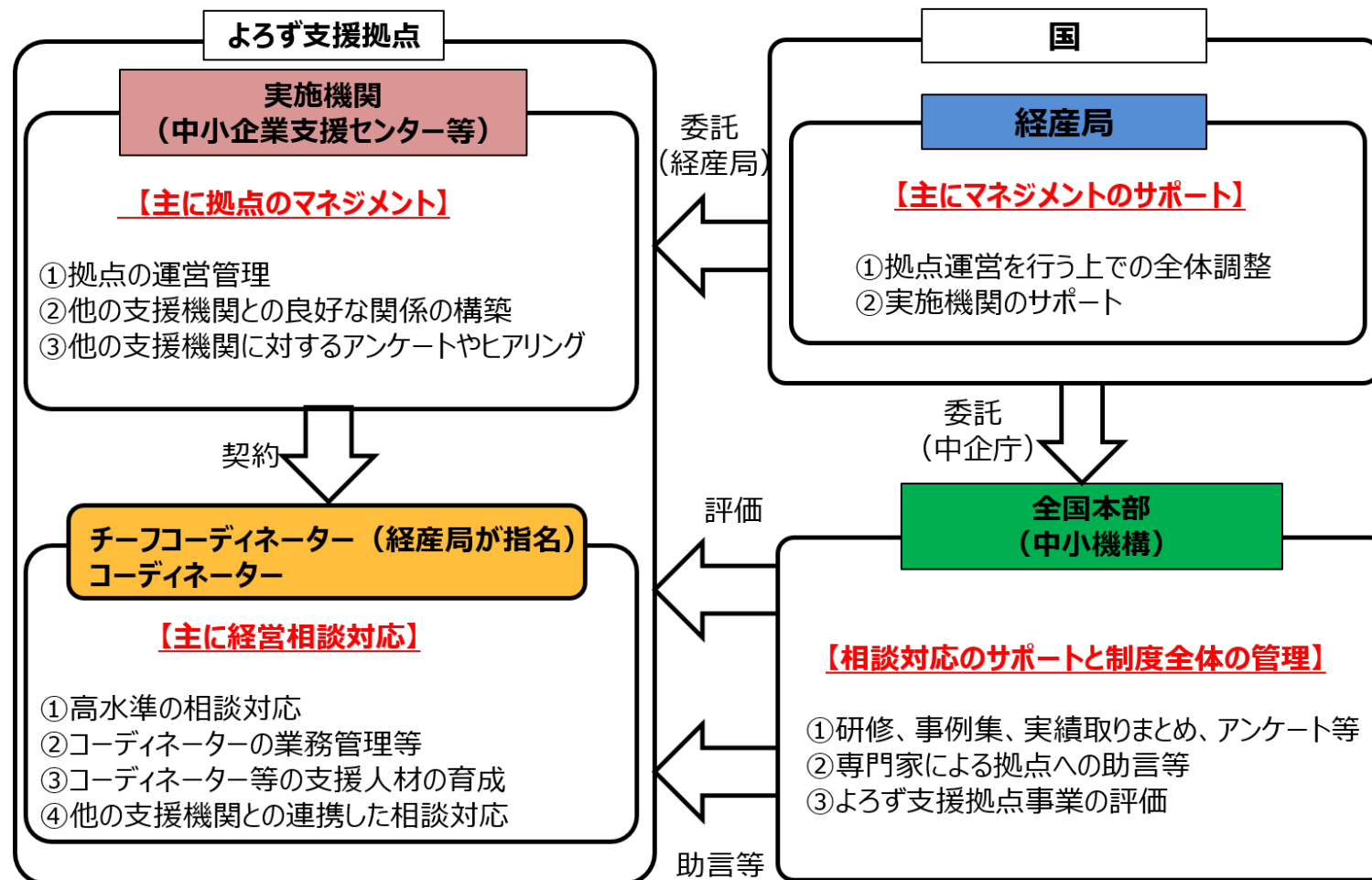
経営相談の解決に必要な提案方法やこれまでの支援事例など、よろず支援拠点の運営によって蓄積された支援ノウハウの他の支援機関への共有

4. その他の事業

よろず支援拠点事業の広報など、地域の実情を勘案した中小企業の経営支援に必要な取組

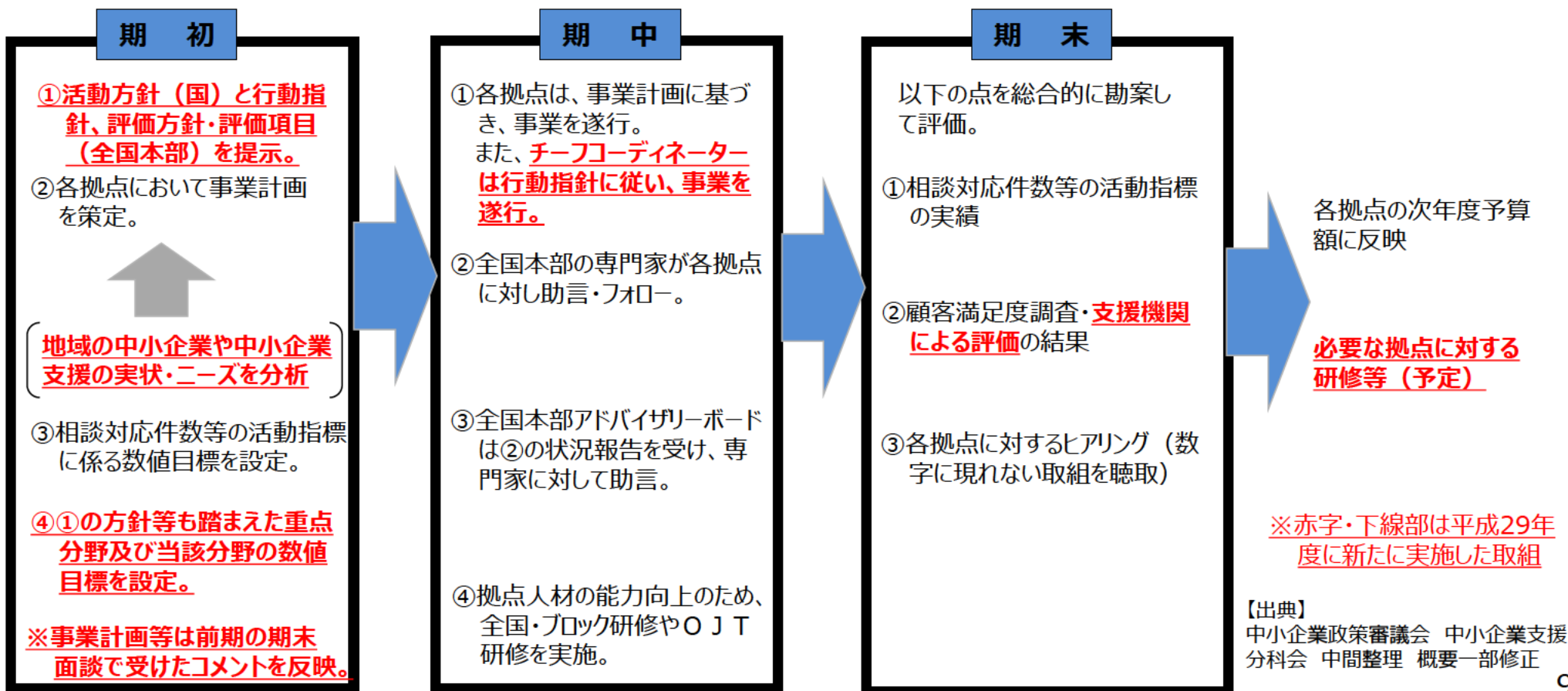
I-4. 【よろず支援拠点】 関係者の役割の明確化

- 平成29年度から、中間整理で明確化した関係者の役割分担に沿って、全国本部やよろず支援拠点の実施機関、チーフコーディネーターの公募・契約を実施。



I - 5. 【よろず支援拠点】 PDCAの確立に向けた取組 総論

- 新たなPDCAの確立に向け、平成29年度は、国において活動基本方針を提示するとともに、全国本部において行動指針や、評価方針・評価項目を策定。よろず支援拠点においては、活動基本方針に基づき、地域の実情・ニーズを分析した上で事業実施計画を策定【Plan】。
- 期末評価においては、他の支援機関による評価結果も活用しつつ、期初に策定された評価方針・評価項目に基づき実施【Check】。
- 期末評価の結果に応じ、必要な拠点に対しては助言・研修を実施予定【Action】。



I - 5. 【よろず支援拠点】PDCAの確立：【Plan】活動基本方針・事業計画の策定

- 中小企業庁において、平成29年度より、よろず支援拠点の「活動基本方針」を策定（毎年度更新）し、よろず支援拠点として実施すべき活動や重点を置いて取り組むべき政策分野、評価の視点等を明確化。
- 各よろず支援拠点は、「活動基本方針」に基づき、地域の中小企業・中小企業支援の実情・ニーズを分析の上で「事業計画」を策定。

【平成29年度活動基本方針】 ※国が毎年度策定

1. 専門性の高い経営支援
（経営相談の専門医）
2. 地域の総合的な経営支援
（経営相談の総合医）
 - ① 専門分野に特化した支援機関と連携を深め、つなぐ
 - ② 自ら参加するもののみならず、他の支援機関同士をコーディネートして一つのチームを形成すること
 - ③ 支援ノウハウを他の支援機関に浸透させる会合等を積極的に行うこと
3. よろず支援拠点全国本部との連携
4. 政策的な重要分野への対応と地域の支援機関の補完
5. フォローアップ



国の「活動基本方針」に基づき、
各よろず支援拠点が「事業実施計画」を策定

【平成29年度事業実施計画（雛型）】

※各よろず支援拠点が毎年度策定

1. 重点分野（補完すべき分野）
 - (1) 地域の現状
 - (2) 地域において補完が必要な支援領域
 - (3) 目標
 - (4) 目標設定の根拠
 - (5) 目標達成に向けて取り組む事項
2. 相談対応件数、
3. 来訪相談者数、
4. 課題解決件数、
5. ネットワーク活動件数
 - (1) 目標
 - (2) 目標設定の根拠
 - (3) 目標達成に向けて取り組む事項
6. 成果（FUにより確認）、
7. 政策的な重点分野への対応
 - (1) 目標とする事項および目標値
 - (2) 目標設定の根拠
 - (3) 目標達成に向けて取り組む事項
8. 事業実施体制及び支出計画

I - 5. 【よろず支援拠点】PDCAの確立：【Plan】行動指針の策定

- 平成29年12月に、全国本部にて、**よろず支援拠点のチーフコーディネーターが目指すべき姿を示した「行動指針」を策定**。経営支援に当たり、高水準の実績を挙げる者が行う支援のための行動や特性について、その行動をとった背景・理由や、行動に至るまでの準備内容なども含め、分析した上で明文化。
- 平成30年度からは、**評価項目に本行動指針も追加**。

ミッション

中小企業・小規模事業者の持続的成長を可能とするため、チーフコーディネーターは専門性の高い経営アドバイスや課題解決のための総合調整を行う

1. 日頃からの自己研鑽

専門性の高い経営アドバイスや課題解決提案を実現するために、自らのスキル向上や知識創造に励む。

2. 本質的な課題の把握

相談者に徹底的に寄り添い「信頼」および「安心」を与えるとともに、本質的な課題の把握に努める。

3. 効果的な課題解決提案

相談者が納得し効果的かつ実効性があると思える専門性の高い経営アドバイスや課題解決策等を提案する。

4. 丁寧なフォローアップ

課題解決提案・支援実行後の新たなニーズ・課題解決に繋がる丁寧なフォローアップを実施する。

5. 多様な相談に対応するためのチームの構築

プロのコンサルタントチームによる多様なニーズ・課題にワンストップで対応できる体制を構築する。

I - 5. 【よろず支援拠点】PDCAの確立：【Check】評価

- 平成29年度より、全国本部において期初に「評価方針・評価項目」を策定し、各よろず支援拠点に通知。
- 期末において、「評価方針・評価項目」に基づく評価の実施を開始。

平成29年度評価方針・評価項目

- 評価指標（相談対応件数、来訪相談者数、課題解決件数、ネットワーク活動件数、重点分野）の目標値達成／前年度比増加率
- 顧客満足度調査
- 他の支援機関の評価
- 支援事例の評価
- 成果の評価（経営相談後のフォローアップによる把握）
- 相談者数と地域内中小企業者数を勘案した浸透率
- 政策的な重点分野（ITを活用した生産性向上、事業承継、人材不足問題、信用補完制度の見直しに伴う経営改善等）への対応状況（セミナー・相談会セット件数）
- 評価委員による行動評価（面談によるパフォーマンス評価）

平成28年度においては実施なし

I - 5. 【よろず支援拠点】PDCAの確立：【Action】全国本部による研修等

- よろず支援拠点が地域における総合支援機関として必要なスキルを習得するために、全国本部において各種研修を実施。
- 具体的には、目的に応じて以下の研修を実施。
 - **全国研修**（年1回）：チーフコーディネーター（以下、CCO）等の資質向上を目的に、国の施策を情報提供。
 - **地域ブロック研修**（年1回）：拠点間連携・交流促進を目的に、CCO、コーディネーター（以下、CO）、実施機関担当者別に、各拠点の現状報告・意見交換等を実施。
 - **新任チーフコーディネーター・コーディネーター研修**：新任のCCO、CO向けに、先進的な経営支援手法に係る研修を実施。
 - **コーディネーター研修**（年3回）：CO育成を目的に、先進的な経営支援手法やケーススタディを中心に実施。
 - **OJT研修**：COの更なる支援能力の向上を目的に、先進的な支援機関に希望者を派遣。
 - **拠点別研修**：全国本部と各拠点で個別に課題を協議し、課題に沿った研修を実施。
 - **期末研修（仮）**：期末の評価結果等に基づき、必要と認められる拠点のCCO等に対する研修を実施。

全国研修

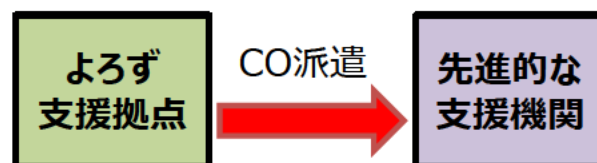
国の施策や、よろず支援拠点における優良事例、他機関から、事業概要や支援事例等、連携に資する情報提供を実施。
 ※平成29年度は上記の他、新たに策定する「行動指針（案）」の情報提供も実施。

平成29年度カリキュラム抜粋

政策的重点分野	<ul style="list-style-type: none"> ・人手不足問題 ・事業承継 ・ITを活用した生産性向 ・信用補完制度の見直し 等
支援機関情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・よろず先進的取組の発表 ・再生支援協議会との連携ポイント 等

OJT研修

よろず支援拠点COうち、希望者を先進的な支援機関に派遣し、1週間程度の期間でOJT研修を実施。



※今年度は下記3機関において実施

- ・富士市産業支援センターf-Biz
- ・板橋区立企業活性化センター
- ・岡崎市ビジネスサポートセンターOka-Biz

拠点別研修

各よろず支援拠点のニーズに応じ、全国本部サポーターや地域コーディネーターにより、拠点毎に独自の研修等を実施（平成29年度は22拠点で1～3回程度実施）。

主なテーマ

売上拡大支援
経営改善支援
事業承継支援
人手不足問題支援

I - 6. 【よろず支援拠点】今後の取組

- 平成30年度には、平成29年度の取組結果を踏まえて「活動基本方針」や「評価方針」を修正の上、PDCAの本格運営を開始。
- 「活動基本方針」：①支援機関間連携を促進すべく、項目を追加するとともに、②域内での認知度をさらに向上させるため、「広報活動」に関する項目を追加。
- 「評価方針」：①「支援機関間連携」や「認知度」に関する項目や、②コストパフォーマンス、③今年度策定した「行動指針」に照らしたパフォーマンスを評価項目に追加。

【平成30年度活動基本方針（案）】

1. 専門性の高い経営支援（経営相談の専門医）
2. 地域の総合的な経営支援（経営相談の総合医）
 - ①専門分野に特化した支援機関と連携を深め、つなぐ
 - ②地域支援機関連携フォーラム開催、案件へのチームでの支援
 - ③地域PF代表機関や認定支援機関との連携構築・強化
3. よろず支援拠点全国本部との連携
4. 政策的な重要分野への対応と地域の支援機関の補完
5. フォローアップ
6. 広報活動
地域の中小企業がよろず支援拠点に関心を持ち活用してもらえるよう、WEBコンテンツを充実するとともに、SNSやプレスリリース等の活用により積極的な広報活動を行うこと

【平成30年度評価方針（案）】

1. 相談対応件数、来訪相談者数、課題解決件数、ネットワーク活動件数、重点分野、他の支援機関との連携により課題解決に至った件数の実績
2. 相談対応件数、来訪相談者数、課題解決件数、ネットワーク活動件数に係る予算あたりの実績
3. 名寄せ後の全相談者数、来訪相談者数、新規相談者数に係る予算あたりの実績
4. 事例の評価
5. 成果の評価（経営相談後のFUによる把握）
6. 政策的な重点分野への対応
7. 顧客満足度調査
8. 認知度調査
9. 他の支援機関の評価
10. 評価委員によるCCOの行動評価
※行動指針に照らしパフォーマンスを評価

※赤字は平成30年度において新たに追加する事項

Ⅱ． 中小企業支援機関の能力向上【認定経営革新等支援機関】

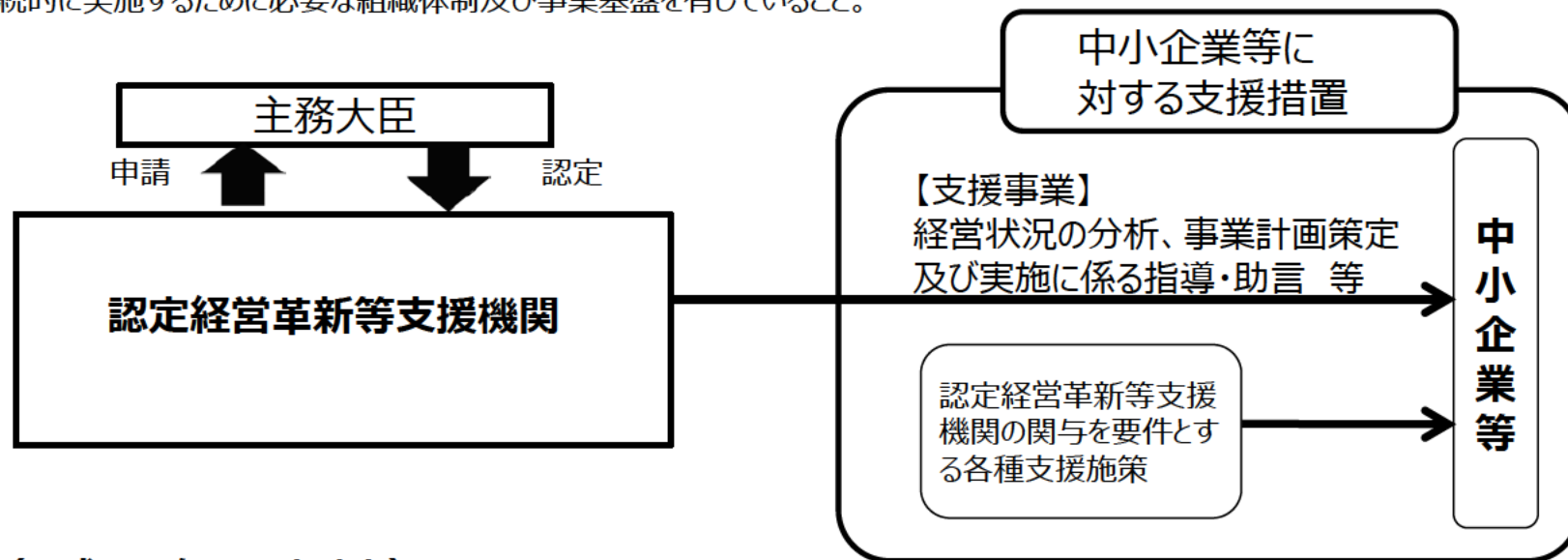
- Ⅱ－ 1． 認定経営革新等支援機関 概要
- Ⅱ－ 2． 中間整理において示された対応策
- Ⅱ－ 3． 対応策実現に向けた取組

Ⅱ - 1. 【認定経営革新等支援機関】 概要

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現 **中小企業等経営強化法**）の一部改正により、本制度を措置（平成24年8月施行）。
- **施行から約5年間で、約2万8千の様々な分野の専門家を認定**することで、中小企業支援機関の裾野の拡大と面的広がりを実現。

【認定基準】

- ①税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。
- ②法定業務（経営革新等支援業務）に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること。
- ③業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。



【認定状況】（平成30年2月末時点）

税理士	税理士法人	公認会計士	監査法人	弁護士	弁護士法人	商工会	商工会議所	中小企業団体中央会	中小企業診断士	民間コンサルティング会社	その他	金融機関	合計
18,727	2,416	2,232	70	1,513	98	47	387	43	633	708	448	489	27,811

※本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定経営革新等支援機関としての体制に含めている。

Ⅱ - 2. 【認定支援機関】 中間整理において示された対応策

- 中間整理では、今後5年程度を目途として、①認定後の十分な経営支援能力の確保、②認定経営革新等支援機関制度の普及促進、③更なる能力の向上の3つの課題に対応していくため下記取組を講じていくことが必要である旨、取りまとめられた。
- 特に対応策の内、①任意調査の回収率の向上、また、②任意調査の利活用や更新制を導入する場合の制度設計も含めて、手続きの簡素化検討が当面の課題として挙げられた。

【認定経営革新等支援機関制度見直しの論点】

① 認定後の経営支援能力確保

中小企業支援を真に実施する認定経営革新等支援機関を明確化する

取組1：
活動実績の見える化

取組2：
更新制の導入

取組3：
認定取消しの在り方の見直し

② 制度の普及促進

行政と中小企業者等の結節点として、認定経営革新等支援機関制度を普及させる

取組4：
申請手続きの簡素化

取組5：
表彰制度導入とWebページ改善

取組6：
情報提供の強化

③ 更なる能力向上

認定経営革新等支援機関ごとの支援の質のバラツキ是正等の観点から支援能力を更に向上させる

取組7：
支援機関同士の連携強化

取組8：
研修の充実

取組9：
専門家派遣制度の見直し

Ⅱ－３．【認定支援機関】対応策実現に向けた取組

① 認定後の経営支援能力確保

取組 1 活動実績の見える化（任意調査）

- 認定経営革新等支援機関の実態把握を目的に、毎年度任意調査を実施しているところ。
- 平成29年度からは、任意調査の回収率を向上させるため、各土業や商工団体の繁忙期を避けた時期において実施することとした。
- 任意調査の内容については、中小企業等や支援機関がどの支援機関に経営支援を依頼するのがよいか、また、どの支援機関と連携することが望ましいのか、見える化する観点から有益と思われる情報とする。

調査時期

9月～11月（調査期間は3ヶ月間）

※29年度は調査時期は12月（調査期間2ヶ月間程度）

調査内容

- ①法人と個人の性質の違いに鑑み、経営革新等支援業務の活動状況に関する質問項目の一部は個人の支援機関に限定。
- ②業態の特殊性に鑑み、支援を行った内容については横断的な選択肢を設け、支援を行った分野については全ての分野の選択肢を設ける。
- ③認定支援機関の検索システムで活動実績等も掲載するなど、より積極的な活動を行う認定支援機関をPR。

Ⅱ - 3. 【認定支援機関】対応策実現に向けた取組

① 認定後の経営支援能力確保

取組1 活動実績の見える化（システム改修）

中小企業が各認定支援機関の活動実態を把握・比較できるよう、補助金申請や任意調査等を通じて得られた各認定支援機関のデータや優良な支援事例を見える化する。

認定経営革新等支援機関活動状況検索システムページ（案）

・基本情報（店舗名、種別、本店・支店、住所、連絡先）

【各法人へのリンク可】

・支援内容※（自由記載）

【各法人へのリンク可】

※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている内容

・具体的な活動実績

例：経営革新計画支援業務 ○○件

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 ○○件

※国でデータがとれるものは自動的に表示。それ以外は回答者のみ掲載

・支援を行った分野 創業 経営革新 異分野連携 ...

・支援を行った内容 IT利活用 広告デザイン 海外展開 ...

・支援事例※（自由記載）

※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている事例

ポイント①

「ものづくり補助金」等を通じ、国が入手可能なデータについては、自動的に表示。

【例：支援した事業者の売上高・経常利益の平均伸び率等】

ポイント②

任意調査を通じて把握した情報（支援分野・内容等）についても、自動的に表示。

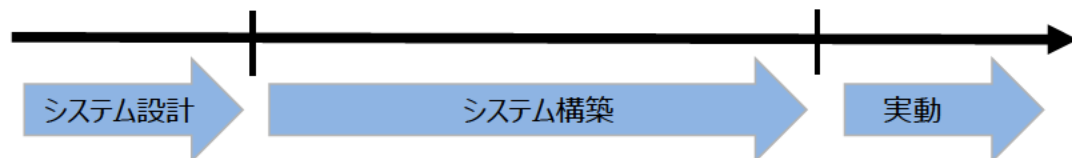
ポイント③

具体的な支援事例等の情報（PRポイント）について、認定支援機関自身による追記を可能に。

システム改修スケジュール（案）

2018年 4月

2019年 4月

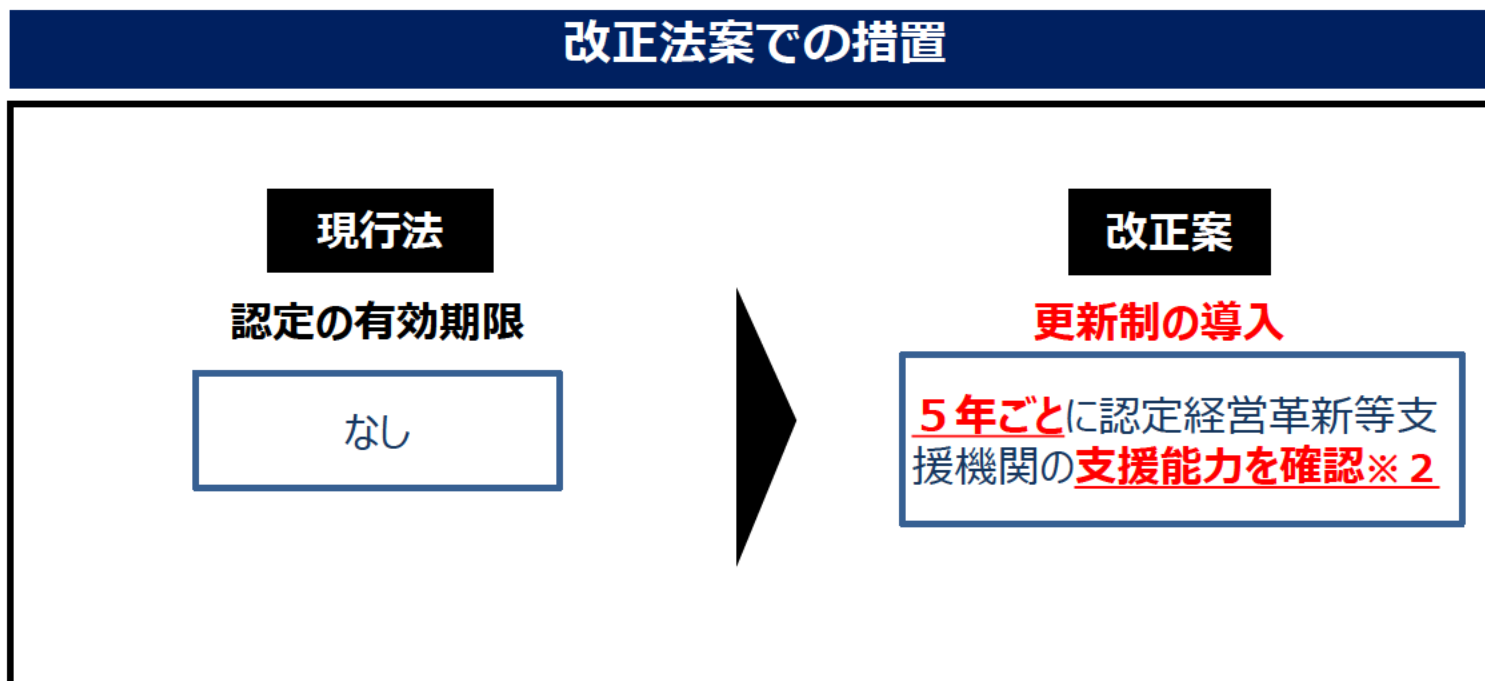


Ⅱ－３．【認定支援機関】対応策実現に向けた取組

① 認定後の経営支援能力確保

取組 2 更新制の導入（中小企業等経営強化法改正※ 1）

- 中小企業の経営課題が複雑化する中、直近 1 年間で認定支援業務を行っていない者も約 3 割存在しており、経営革新等支援機関による支援の質を維持・確保していくことが必要。
- このため、中小企業等経営強化法を改正し、経営革新等支援機関の認定制度について、認定期間に有効期間（5 年）を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する制度（更新制）等を導入。



※ 1 : 平成30年2月9日閣議決定。なお、同法改正は取組 3 も関連

※ 2 : 既に認定を受けている経営革新等支援機関は、施行日から概ね 5 年以内に順次認定の有効期限がくるよう経過措置を規定

Ⅱ - 3. 【認定支援機関】 対応策実現に向けた取組

① 認定後の経営支援能力確保

取組 2 更新制の導入 (確認事項)

認定経営革新等支援機関では、専門的知識として「税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること」を要件としている。更新時には、これらの①経営支援能力の確保と②最新の知識情報の習得を確認する。

1. 士業

○税理士【税理士法第2条】

(業務内容：税務代理、税務書類の作成、**税務相談**)

(研修内容(選択)：税制改正(中小企業等)、中小企業会計指針・会計要領等)

○公認会計士【公認会計士法第2条】

(業務内容：財務書類の調製、財務に関する調査・立案、**財務相談**)

(研修内容(選択)：中小企業の金融支援、経営力向上計画等)

○弁護士【弁護士法第3条】

(業務内容：訴訟事件等に関する行為、**法律事務**。弁理士及び**税理士の事務**)

(研修内容(選択)：中小企業のための会計と財務、中小企業再生支援の実務等)

○中小企業診断士【中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令】

(業務内容：**経営の診断又は経営に関する助言**)

(研修内容(選択)：経営改善計画、事業承継等)

- ・業務内容や研修内容等から、資格を有していれば①、②あり。
- ・資格の証票の写しで専門的知識を有しているとみなす。

3. 商工会議所・商工会

(1)「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会議所・商工会

小規模事業者の支援に関する法律に基づく「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会議所又は商工会は、**小規模事業者の財務内容その他経営状況の分析、小規模事業者が策定する事業計画の実施に関し必要な指導・助言**が見込まれる。

(2)上記以外の商工会議所・商工会

各団体で経営指導員等に対して任意で参加可能な中小企業支援に関する研修プログラムを実施。

(1)「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会議所・商工会

・業務内容等から①、②あり。

(2)上記以外の商工会議所・商工会

・専門知識補充(団体主催の研修の受講)or 実務従事(主たる支援者として関与した経営革新等支援業務3件)のいずれかをもって、専門的知識を有しているとみなす。

2. 金融機関

○金融機関

個別業法において業務を行う上で、**金融実務、経営法務、税務等のいずれかの知識を有する**ことが見込まれる。また、ディスクロージャー誌において中小企業支援に関する取組の記載がある。加えて、金融法務講座、税務講座等の行員向けの講座を設けている。

- ・業務内容等から①、②あり。
- ・ディスクロージャー誌等で専門的知識を有しているとみなす。

4. その他(中央会、民間コンサル等)

実務従事(主たる支援者として関与した経営革新等支援業務3件)することをもって、専門的知識を有しているとみなす。

※中央会については必要な研修体制が整備されれば上記「3.(2)」と同様の扱いとする。

Ⅱ - 3. 【認定支援機関】 対応策実現に向けた取組

① 認定後の経営支援能力 取組3 認定取消しの在り方の見直し（中小企業等経営強化法改正）

- 認定後、十分な経営支援能力を有しなくなった場合、認定を取り消すなど、その認定を適切な支援機関に維持・限定することも重要。
- 経営革新等支援業務の運営について改善命令を発したにもかかわらず命令に従わなかった場合に加え、法令改正により、欠格条項に該当するに至ったとき等に認定の取消しができるようにする。
- また、経営判断から、経営革新等支援機関としての「認定」を返納する場合、自主的に認定取消しを申請できるようにする。

【認定の取消し事由】

現在

- 改善命令に違反したとき

論点1：

改善命令を出さずとも、一定の条件下で認定を取り消せるようにすべきか（その旨明記すべきか）

論点2：

自主的に認定取消しを申請できるようにすべきか（その旨明記すべきか）

修正案

- 改善命令に違反したとき



取消し事由に下記を追加

- 欠格条項に該当するに至ったとき
- 不正に認定（更新）を受けたことが判明したとき

- 廃止の届出規定を措置

Ⅱ - 3. 【認定支援機関】 対応策実現に向けた取組

② 認定経営革新等支援機関制度の普及促進

取組 4 申請手続の簡素化

申請者の負担軽減のため、**変更時に、①役員構成については、他の法定等で欠格条項に関する誓約書**が求められている場合には、**役員構成に関する記載は不要とする**、**②所在地（支店等）の変更については、省令等の改正を前提に、遅滞なく周知できる合理的手法で足るものとし、手続の簡素化を図る。**

1. 役員構成の変更

【目的】

反社会的勢力等の排除など、欠格条項にあたらなことの確認。

【現状】

認定申請書に役員構成について記載。当該情報を警察庁へ反社会的勢力の適否を照会依頼。変更時も事前の届出を求めている。

○役員の就任にあたり、他の法令や定款等で反社会的勢力等を排除するための欠格条項等についての定めがある場合には、**認定申請書における役員構成に関する記載は不要。**

○他方、上記に該当しない場合については**役員構成に関する記載は必要**（変更時も事前届出）。

2. 所在地の変更

【目的】

実際の支援業務拠点等の連絡先を中小企業等に遅滞なく周知。

【現状】

実際に支援業務を行う支店の名称、住所、電話番号を認定申請書に記載。変更時も事前の届出を求めている。

○中小企業等経営強化法の改正を前提に、省令等の改正で対応。

○**変更後の支店名、所在地、電話番号に関する情報が掲載されたWebページのリンク先を主たる事務所の所在地を管轄する経産局又は財務局に登録すること等で足りることとする。**

Ⅱ－３．【認定支援機関】 対応策実現に向けた取組

②認定経営革新等支援機関制度の普及促進

- 行政と中小企業者等の結節点として、認定経営革新等支援機関制度を普及させるべく、申請手続を簡素化する。具体的には、変更届出等の簡素化（Webページや公表資料の活用）を図るとともに、各種申請手続と認定経営革新等支援機関に係るシステムを連動させる（ワンスオンリー）。
- 各認定経営革新等支援機関の実績等をWebページ上で見える化するとともに、優良支援事例の表彰制度の創設等を検討する。
- また、政府の関連施策をタイムリーに周知するメルマガ制度を再整備するなど情報提供機能を強化する。

取組 5：表彰制度導入とWebページ改善

表彰制度導入の検討

各機関の実績等の見える化【再掲】

取組 6：情報提供の強化

- 認定経営革新等支援機関向けメルマガ制度を再整備。政府の関連施策等をタイムリーに周知する仕組みを構築するとともに、Webページ上での情報発信体制を整備する。
- また、認定経営革新等支援機関が、政府の施策や認定経営革新等支援機関制度に関するフィードバックができる仕組み(国において認定経営革新等支援機関ご意見箱専用アドレス設置等)を構築する。

II - 3. 【認定支援機関】 対応策実現に向けた取組

③ 更なる能力の向上

取組7 支援機関同士の連携強化

- 支援機関同士の連携を更に促進するべく、引き続き、よろず支援拠点を核とする支援機関同士の連携強化を図るとともに、支援機関間の連携体である「地域プラットフォーム」とよろず支援拠点との連携に取り組む。
- また、こうした連携体制を見える化するため、連携体毎にその取組内容や構成機関の連絡先等をWeb上に掲載。

よろず支援拠点による連携実績

①地域支援機関連携フォーラム開催	95件
※地域内の支援機関や金融機関、自治体等が参加する会合を開催（他機関主催の同様の会合を活用する場合を含む）し、相互の取組内容及び支援案件の紹介等を実施。	
②地域事業者向けセミナー開催	375件
③支援案件に対する同席での相談対応	7, 137件

地域プラットフォームの形成状況

142の「地域プラットフォーム」(※)が形成
(平成29年4月現在)
※地域の複数の支援機関による中小企業の支援を目的とした連携体

地域プラットフォームによる主な取組

- ①各種セミナー・マッチングイベント等の開催
- ②プラットフォーム内の連携強化、情報共有のための会議等の開催
- ③専門家派遣の窓口機能
等

よろず支援拠点を核とする支援機関同士の連携促進

- よろず支援拠点が地域連携機関連携フォーラムに参画する支援機関を募るなど、地域内の連携の輪を拡大する。
- よろず支援拠点の評価指標に、他の支援機関との連携を促す「ネットワーク活動件数」を導入。新たな指標として、支援機関との連携による課題解決件数を導入することも検討。

相互連携による支援体制の見える化

- よろず支援拠点や地域プラットフォームなど地域毎の支援機関間の連携体の一覧（活動内容、構成支援機関、連絡先等）を、ミラサポに掲載。
- あわせて、連携体としての活動内容については、プレスリリースの実施等を通じて積極的な広報を促す。

Ⅱ - 3. 【認定支援機関】 対応策実現に向けた取組

③ 更なる能力の向上

取組8 研修の充実

認定経営革新等支援機関の更なる能力向上のため、認定経営革新等支援機関に提供される研修メニューを充実させる。具体的には、**経営革新計画策定とフォローアップ支援研修等**を追加するとともに、**IT関連の支援研修についても新たに追加する予定**。なお、研修の受講は引き続き**任意**とする。

研修の目的

認定経営革新等支援機関がより充実した経営支援を中小企業等に提供できるようにするため、中小機構等では、認定経営革新等支援機関を対象に、支援に役立つ研修を開催する。

現在提供されている研修

- 中小企業経営改善計画策定支援
(理論/実践)
- 経営改善・事業再生支援
(基礎/実践力向上)
- 海外展開支援



追加的に提供する研修 (平成30年度～)

- 小規模企業の相談支援手法
 - ・小規模企業が抱える課題を的確に把握するために支援者に必要な支援能力（傾聴力、情報伝達力等）を学ぶ。
- 経営革新計画策定とフォローアップ支援
 - ・中小企業が経営革新を進める上で必要とされる支援策について、計画策定演習や事例研究を通して習得する。
- IT関連の支援
 - ・小規模企業支援を行う上で求められるIT活用支援の知識を学び、売上向上や販路拡大等を行う際に必要なIT活用支援の手法を学習する。
 - ※Webの活用も検討。

Ⅱ - 3. 【認定支援機関】 対応策実現に向けた取組

③ 更なる能力の向上

取組9 専門家派遣制度の見直し

認定経営革新等支援機関は、中小企業等経営強化法に基づき、中小機構の専門家からアドバイスを受けることが可能だが、近年その利用が減少。その要因としては、①**専門家派遣手続の煩雑さ**、②**事業の認知度の低さ**等が考えられる。そのため、制度上の問題点を解消するために、**手続の簡素化**や**周知の強化**等に取り組む。

専門家派遣制度の目的

認定経営革新等支援機関が経営革新等支援業務を効果的に行うために専門的な知識が必要と判断した場合には、中小機構が認定経営革新等支援機関からの依頼に応じて、専門的知識を有する者を派遣し、その業務を補完。

利用減少の要因分析

1. 手続が煩雑

- ・初回相談の場合、原則、中小機構の地域本部に来訪。認定経営革新等支援機関にとっては遠方から出向かなければならないケースがある。
- ・中小機構では、事業者の現状や課題等を的確に把握するため、認定経営革新等支援機関に対しては申請手続において相談者（中小企業等）の得意先の動向等まで記載することとしている。

2. 事業認知度の低さ

- ・認定経営革新等支援機関が中小機構の地域本部のWebページから申し込むためには、階層が深いため、認知されにくい。

3. 専門家の選択の幅が狭い

- ・平成25年度にミラサポの専門家派遣事業が整備され、現在専門家登録数は6798人。他方、中小機構の専門家派遣制度は、各地域で経営相談をしている210名の専門家が当該事業の対応にあたり、選択の幅が狭い。

見直し内容（平成30年度～）

1. 手続の簡素化

- ・初回相談であっても中小機構の地域本部に来訪せずに、申請手続のみで現地へ派遣できるように見直し。
- ・申請手続については、より簡易に記入できる様式に変更や省略を実施。

2. 周知の強化

- ・中小機構の各地域本部のWebページを分かりやすい形に改善し、利用促進を図る。

3. 専門家の充実

- ・中小機構に登録されている経営支援アドバイザーは589名いるため、これらのアドバイザー全体で対応できる体制を構築。
- ・専門家による相談対応のみならず、認定支援機関の支援の質の向上を図るため、勉強会等の講師として専門家を派遣可能にする。

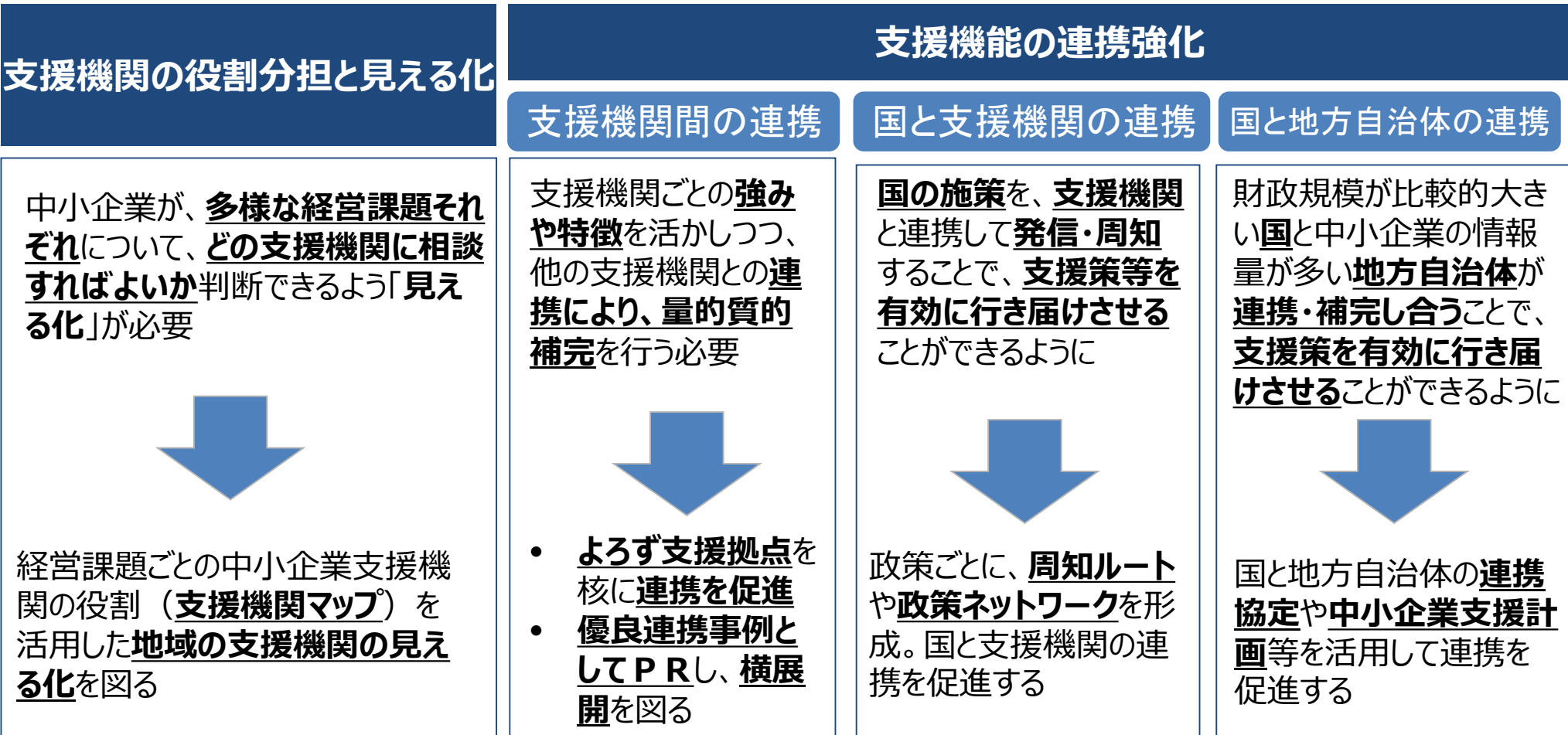
Ⅲ・Ⅳ． 中小企業支援機関の役割分担の明確化と連携強化

Ⅲ・Ⅳ－ 1． 中間整理において示された対応策

Ⅲ・Ⅳ－ 2． 今後の取組

Ⅲ・Ⅳ－ 1. 【役割分担の明確化と連携強化】中間整理において示された対応策

- 経営課題ごとに中小企業支援機関の役割分担を整理し、中小企業がどの支援機関に相談すればよいかわかるようにすることが必要。支援機関マップ等を活用しつつ、地域の支援機関の見える化を図る。
- また、支援機関同士、国と支援機関、国と地方自治体が複層的に連携することで、それぞれの強み・特徴を活かしつつ量的質的に補完し合い、より行き届いた中小企業支援を実現する。



Ⅲ・Ⅳ－ 2. 今後の取組：役割分担の明確化と見える化

- 中小企業者等への各種の支援策について、情報入手できていない、又は、支援策を知っていても申請のハードルを感じて活用に至っていない中小企業者等や中小企業支援機関が多数存在。
- このため「①様々な支援機関の役割の見える化」と「②認定支援機関活動状況検索システムの改修」を行うことにより経営課題に応じた相談ができる支援機関の見える化を行い、支援策の更なる普及を目指す。

改善ポイント①：平成30年度 様々な支援機関の役割の見える化

- これまで補助金や融資制度等の施策情報の提供を主に行ってきたサイト「ミラサポ」に『支援機関の紹介機能』を追加。
- 平成30年度より①役割の見える化、②具体的取組・実績、③連絡先もわかりやすく提供。
- これにより、地域の事業者が自社の経営課題を踏まえて、最適な支援機関をわかりやすく伝える。



見える化の方向性

- ① 様々な支援機関の役割を整理し一覧化
- ② それぞれの支援機関の具体的取組・実績を紹介
- ③ 地域別に支援機関の連絡先も整理

改善ポイント②：平成31年度 認定支援機関活動状況検索システムの改修

- 認定支援機関の活動状況の検索システムを改修し、よりわかりやすい検索システムの構築と活動状況の見える化を行う。

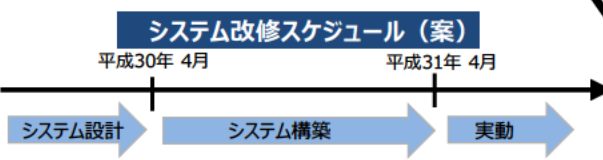
活動状況検索システムページ（案）

- ・基本情報（店舗名、種別、本店・支店、住所、連絡先）
【各法人へのリンク可】
- ・支援内容※（自由記載）
【各法人へのリンク可】
※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている内容
- ・具体的な活動実績
例：経営革新計画支援業務 ○○件
ものづくり・商業・サービス補助金 ○○件
※国でデータがとれるものは自動的に表示。それ以外は回答者のみ掲載
- ・支援を行った分野 創業 経営革新 異分野連携 …
- ・支援を行った内容 IT利活用 広告デザイン 海外展開 …
- ・支援事例※（自由記載）
※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている事例

ポイント①
「ものづくり補助金」等を通じ、国が入手可能なデータについては、自動的に表示。
【例：支援した事業者の売上高・経常利益の平均伸び率等】

ポイント②
任意調査を通じて把握した情報（支援分野・内容等）についても、自動的に表示。

ポイント③
具体的な支援事例等の情報（PRポイント）について、認定支援機関自身による追記を可能に。



Ⅲ・Ⅳ－２．今後の取組：支援機関同士の連携

- よろず支援拠点を中心とする地域の支援機関の連携の好事例を抽出。今後も継続的に収集・分析を実施する。
- 具体的には、平成30年度より、よろず支援拠点の評価指標に①他の支援機関と連携した相談対応の実績や、②地域における認知度を加えることで、地域の支援機関体制の構築・見える化を図る。

よろず支援拠点における他の支援機関と連携した個社支援

- すべてのよろず支援拠点において、地域内の支援機関や金融機関、自治体等が参加する会合を開催（他機関主催の同様の会合を活用する場合を含む）。相互の取組内容及び相談案件の相互紹介等を実施。
- 加えて、一部のよろず支援拠点では、地域内の支援機関等と連携して、よろず支援拠点のサテライト、出張相談会、TV会議やタブレット端末等を利用して、個別企業に対し双方の専門性等を活かした相談対応を実施。

よろず支援拠点による他の支援機関との連携促進（評価指標の追加）

- 平成30年度より、よろず支援拠点の評価指標に、以下2点を新たに導入予定。
 - ①「他機関との連携により課題解決に至った件数」
 - ② 地域における「認知度」

※他機関との連携強化や積極的な広報活動により、地域の中小企業がよろず支援拠点に関心を持ち活用しているか認知度調査を実施。認知度が高い拠点を高く評価。

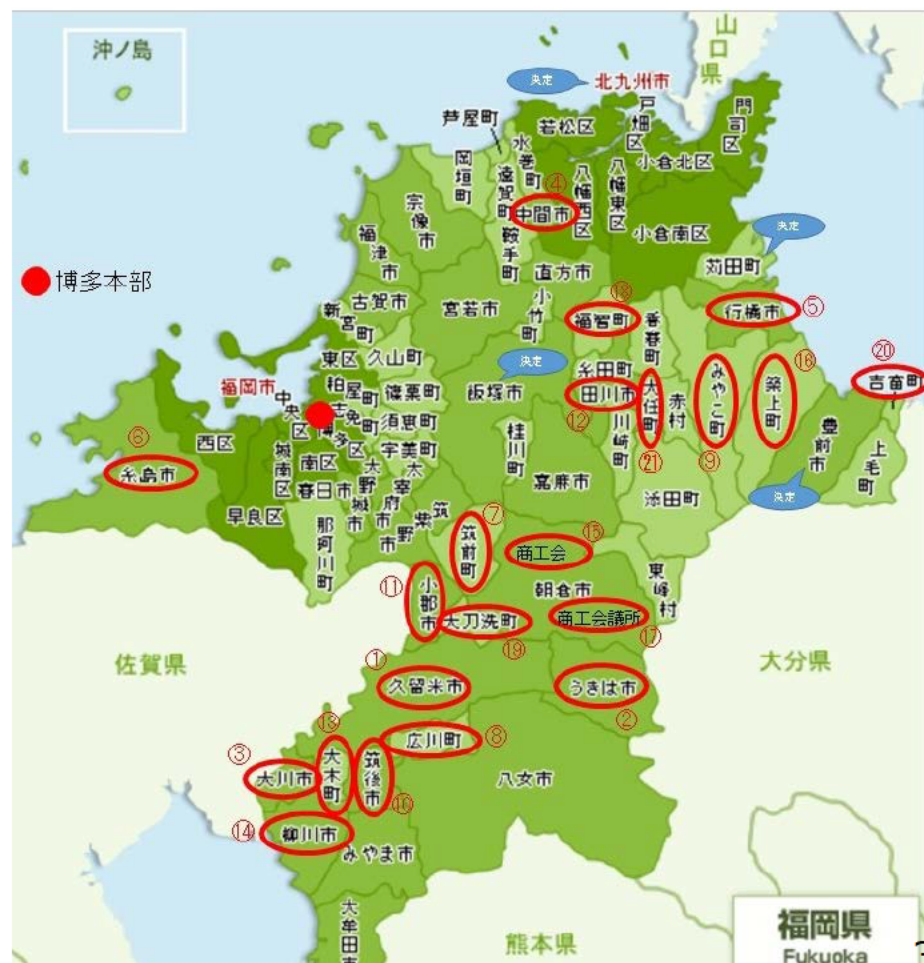
【参考】福岡県よろず支援拠点における連携事例

- 拠点から市役所、商工会・商工会議所等21機関にタブレット端末等を貸与の上で、インターネット電話による相談対応を行っている。今後も導入機関は増加予定（平成30年3月1日現在）。

Skypeを利用したインターネット電話による相談対応



テレビ電話システム開通状況（平成30年3月1日時点）



【参考】石川県よろず支援拠点における連携事例

- 小松商工会議所、七尾商工会議所の執務スペースに拠点のコーディネーターがデスクを構え、相談者に対しては、会議所の経営指導員と共同で相談対応にあたっている。

小松サテライト（小松商工会議所）



能登サテライト（七尾商工会議所）

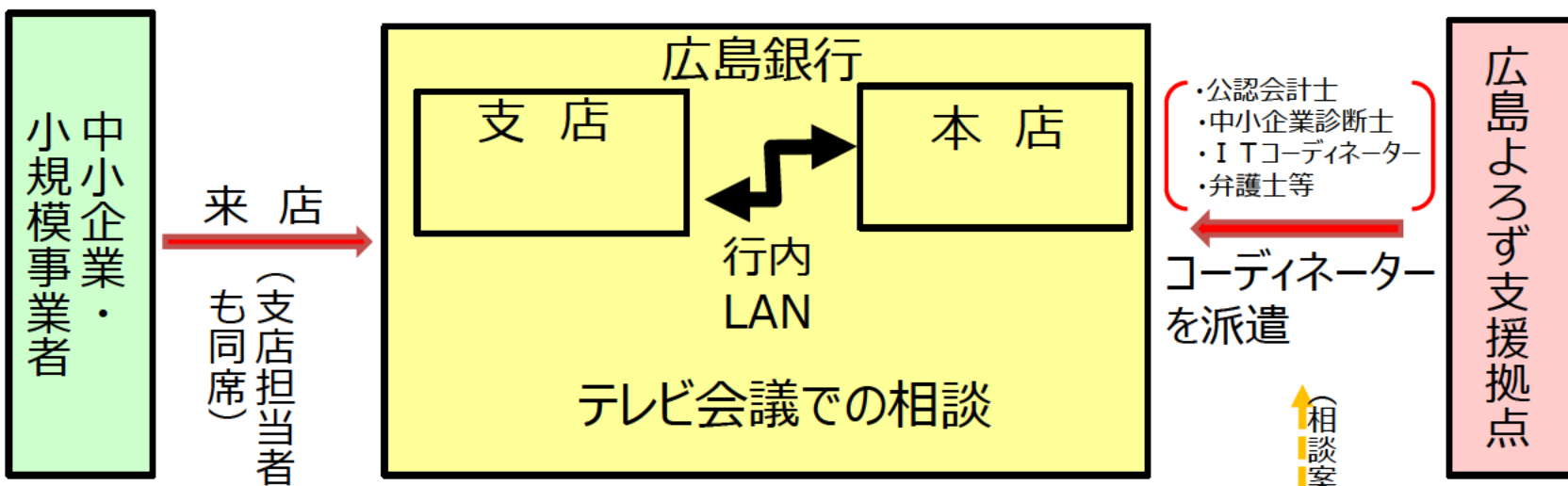


協力機関の執務スペースによる支援拠点コーディネーターのデスクを設置。
小松サテライト・能登サテライト共に手前がよろず支援拠点コーディネーター。

【参考】広島県よろず支援拠点における連携事例

- 広島銀行と連携協定を締結、拠点から遠隔地で事業を営む相談者に対しても、広島銀行の本・支店間をつないでいるTV会議システムを活用し、地元の支店において相談対応を行っている。

テレビ会議システムを活用した相談会



- ・広島県発明協会 (知的財産 等)
- ・広島県事業引継ぎ支援センター (事業承継 等)
- ・広島県経営改善支援センター (経営改善 等)

Ⅲ・Ⅳ－２．今後の取組：支援機関を通じた国の施策の普及・促進

- 中小企業施策の普及・促進のため、政策課題に応じて支援体制を整備することにより施策の周知や浸透の徹底を図る。

1. 【IT導入支援】中小サービス等生産性戦略プラットフォームの創設

- 中小サービス等事業者のIT化等を通じた生産性向上を3年間の政策集中期間において100万社規模で推進するための関連政策及び民間活動の連携推進体制を構築。
- IT導入補助金（平成29年度補正予算500億円）による直接支援に加え、関係府省庁の施策や産業界における取組とも連携し、全国規模で事業者アプローチし、成功事例等の情報共有とモデル事例の発掘・組成支援を行う。

2. 【設備投資支援】専門家・認定支援機関の活用

- 生産性向上のための設備投資を協力を後押しするため、平成29年度補正予算ではものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業1,000億円を措置。本補助金を利用する場合に以下の制度等を新設。
 - 生産性向上に効果的な設備導入を行うため、機械設備等の導入と併せて専門家を活用する場合には補助上限額を30万円を上乗せして措置。これによりスマートものづくり応援隊などの専門家活用を促進。
 - 申請時に認定支援機関との連携を要件とするとともに、採択後から事業終了後5年間のフォローアップを求め、新規に事業の成果（事業化状況、付加価値額など）を認定支援機関ごとに見える化。

3. 【事業承継支援】事業承継ネットワークの拡充

- 事業承継税制の抜本拡充や補助金（平成29年度補正予算30億円）による支援とともに、支援機関同士が連携してデータに基づいた経営革新や事業転換を図るため、事業承継ネットワークの全国展開を推進。
- 各支援機関の役割分担を明確化し、承継後の経営改善等を含めた企業の課題に応じたサポート体制を整備。

Ⅲ・Ⅳ－２．今後の取組：国と地方自治体の連携

- これまでに鳥取県（平成28年9月）、愛媛県（平成29年4月）、熊本県（同年6月）と、中小企業庁等との間で、**連携協定**を締結。
- また、平成29年度より、次年度の**中小企業支援計画策定**にあたり、**全都道府県**と中小企業施策について情報共有・意見交換を実施（年1回）。

地方自治体と中小企業庁等との連携協定

鳥取県

○中小企業等の経営力向上にかかる取組の一体支援

県の「経営革新計画」と国の「経営力向上計画」の様式を一本化することで、県の施策（県版経営革新、利子補助等）に加え、国の認定による優遇（税制や信用保証枠の拡大等）を組み合わせ、一体的支援を実施。
等

愛媛県

①海外展開支援

- 需要発掘（県と支援機関による共同企業訪問等）
- 海外展開支援体制の強化（愛媛県よらずに海外展開等の相談員増員等）
- 海外現地支援体制の強化（県とJETRO愛媛で海外展開の事前・事後支援）

②事業承継支援

等

熊本県

①IoT活用：熊本県IoT推進ラボへのよらず支援拠点の関与

②BCP（事業継続計画）策定：「BCP策定支援サポーター」の創出

③経営支援：支援機関間の連絡会議を開催

④海外展開：県とJETRO熊本で連携し、ECサイト等を活用した

県産品の海外販路拡大を支援

等

平成29年度中小企業支援計画の概要

支援に関する基本方針

- 「経営力強化・生産性向上に向けた取組」、「活力ある担い手の拡大」、「安定した事業環境の整備」、「災害からの復旧・復興」の4つの観点から、政策の効果的な実施を図る。
- 中小企業支援機関においては、各支援機関のミッションの明確化と能力向上、支援機関相互の連携強化を目指す。
- 国、都道府県及び中小機構においては、支援を実施する主体として、支援機関や支援施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果の最大化を目指す。

国の事業

さらなる労働力人口の減少や企業間の国際競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応して、中小企業の経営力の強化を図り、生産性を向上させ、活力ある担い手を拡大。

都道府県の事業

地域経済の実情を踏まえ、国の事業との連携強化を図ることで、支援措置の効果を最大限発揮。支援事業の実施状況を都道府県と国が共有し、好事例の横展開、効果検証を行いPDCAサイクルを構築。

中小企業基盤整備機構の事業

多様な支援ツールを活用し、認定支援機関等との連携強化や支援ノウハウの提供等を行う。また、年間計画を策定し、期末に自己評価・経済産業大臣評価を行い、PDCAサイクルを回す。